

よくあるご質問

Q 対象となる学校か知りたい。

A 学校教育法第1条に規定される私立の高等学校・大学等又は同法第124条に規定する専修学校が対象となります。詳しくは教育総務課までお問い合わせください。

Q 授業料の支払いが前期と後期で分かれているが、どこまで融資してもらえるのか。

A 入学前の入学手続き時に一括して学校に納付する資金が対象となるため、原則後期分(翌年の10月支払いなど)は対象外となります。ただし、一括納付が可能であるか事前に学校へ確認の上、学校から許可を受けた場合は融資可能となります。

Q いつまでに申込みに行けばよいのか。

A 金融機関へ申し込んでから融資実行まで、金融機関の営業日で10日程度かかります。そのため入学資金の納付期限から1か月前を目安に区への申込みをお願いします。

Q 複数の学校を受験する場合、どの学校で申込みをすればよいのか。

A あっせん時の借入希望金額より高くなった場合、再度区への申込みが必要となるため、一括で支払う金額が一番高い学校で申込みをお願いします。

Q 受験の結果によって融資の必要がなくなる場合でも申込みは可能か。

A 申込み可能です。ただし、すでに区及び金融機関への申込みが完了後に融資の必要がなくなった場合は、速やかに金融機関へご連絡ください。

Q 取扱金融機関の口座を持っていなくても手続きできるか。

A 口座をお持ちでなくても融資あっせんの申込みは可能です。ただし、金融機関へ申込みの際に口座開設が必要となる(返還時の引き落とし用口座)ため、金融機関への申込みは必ず申請者本人が行ってください。また、金融機関によってはお住いの住所で申込みできる支店が決まっているので、詳しくは教育総務課までお問い合わせください。

Q 融資の決定後、学校への支払はどうすればよいのか。

A 入学資金の支払は、「金融機関→学校の指定する納付先」となり、お客様の口座に振り込まれることはありません。ただし、金融機関によっては取り扱いが異なる場合がありますので、支払については金融機関へご相談ください。